

大分県報

平成二十九年
第二八八四号
五月二十六日

（金曜日）

目次

告 示

保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託	一
母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託	一
大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託	一
特定非営利活動法人の設立認証申請	一
林業種苗法による生産事業者の登録	二
特定間伐等の実施の促進に関する基本方針	二
指定漁船調査の縦覧	二
道路の供用開始	三
県営住宅等の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託	三
公安委員会告示	三
指定講習機関の公示	三
公 告	三
契約者等の公示	四
競争入札参加者の資格に関する公示	四
一般競争入札の実施	五
大分県告示第三百十八号	
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。	
平成二十九年五月二十六日	

○ 告 示

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十九年五月二十六日

一 受託者の住所及び名称
東京都千代田区麹町一丁目六番地二
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫

二 委託期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務を委託した。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称
東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
ニッテレ債権回収株式会社
代表取締役 小林 英利

二 委託期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称
大分市大津町二丁目一番四十一号
一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会
理事長 高柳 美子

二 委託期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百二十一号

大分県報（告示）

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあつた年月日

平成二十九年五月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 志塾フリースクール大分

三 代表者の氏名

藤川 拓

四 主たる事務所の所在地

大分市公園通り二丁目十五番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもりなどの悩みを持った子供、思春期特有の悩みをもつ若者、その家族、再出発をしたい人のために、自由で独創的な教育を主体とした援助、協力に関する事業を行うことにより、もつて社会福祉、教育の拡充に寄与することを目的とする。

大分県告示第三百二十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

北一―号

二 生産事業者の氏名及び住所

久恒山林株式会社 代表取締役 久恒 雄一郎

大分県中津市大字上宮永三番地一

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

久恒山林株式会社
大分県中津市大字上宮永

大分県告示第三百二十三号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第四条第六項の規定に基づき、基本方針を変更したので、同項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 基本方針の名称

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施に関する基本方針

二 公表場所

大分県農林水産部森林整備室並びに大分県東部振興局、大分県中部振興局、大分県南部振興局、大分県豊肥振興局、大分県西部振興局及び大分県北部振興局

大分県告示第三百二十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五條第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五條第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

白杵市大字田井九百六十四番地の一

巨鍋 博雅

白杵市大字下ノ江千三百七番地

渡邊 辰夫

白杵市大字下ノ江千二百五十五の一の一の一

若林 哲夫

2 加入区

白杵市下ノ江加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年五月二十六日から同年六月九日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 臼杵市大字板知屋千二百五十七番地

大分県漁業協同組合臼杵支店事務所

大分県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

一般国道二二七号

佐伯市大字鶴望字坂ノ浦四九三〇番四七から
佐伯市大字鶴望字坂ノ浦四九三〇番三〇まで

平二九・五・二六

大分県告示第三百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県住宅供給公社

理事長 諏訪 義 治

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第50号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）に基づき、指定講習機関について次のとおり告示する。

平成29年5月26日

大分県公安委員長 小 山 康 直

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 公益財団法人 大分県交通安全協会

大分市豊町二丁目1番25号

幸 重 綱 二

(2) 有限会社 自動車事故防止協会

大分市大字津守564番地の4

児 倉 和 男

(3) 株式会社 日田自動車教習所

日田市桃山町2441番地

佐 藤 武 朗

(4) 有限会社 中津自動車学校

中津市大字大新田368番地の2

相 良 直 子

(5) 有限会社 宇佐自動車学校

宇佐市大字長洲2400番地

古 殿 武 美

(6) 有限会社 杵築自動車工業 杵築自動車学校

杵築市大字日野2893番地

阿 部 長 夫

(7) 山口産業株式会社 亀の井自動車学校・鶴崎

大分市大字鶴瀬454番地

平成二十九年五月二十六日

大分県報（告示・公安委告示）

- 山口 巧
- (8) 株式会社 大分県農協共済福祉事業社
大分市舞鶴町一丁目4番15号
大 西 信 也
- (9) 有限会社 豊の里自動車学校
豊後高田市新地1675番地1
榎 本 善 仁
- 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
- (1) 大分県自動車学校
大分市賀来北一丁目11番6号
- (2) 大分自動車学校
大分市大字津守564番地の4
- (3) 日田自動車学校
日田市桃山町2441番地
- (4) 中津自動車学校
中津市大字大新田368番地の2
- (5) 宇佐自動車学校
宇佐市大字長洲2400番地
- (6) 杵築自動車学校
杵築市大字日野2893番地
- (7) 亀の井自動車学校・鶴崎
大分市大字鶴瀬454番地
- (8) 大分県自動車学校
大分市大字皆春531番地の1
- (9) 豊の里自動車学校
豊後高田市新地1675番地1
- 3 特定講習の種類
準中型自動車免許に係る初心運転者講習
- 4 指定年月日
平成29年4月24日

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。
平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量
プログラム・プロダクトの使用及びサポート 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十九年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社大分支店 支店長 阿 部 泰 朋
大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額
五千二百四十七万七千六百三十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類
自動車保管場所証明電子化システム環境構築・保守業務委託

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七

条の四第一項の規定に該当する場合

(二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満である場合

(五) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した場合

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している事業年度）をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

(一) 営業概要

イ 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

ロ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）

ハ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二〇七一

3 申請の時期

平成二十九年五月二十六日から平成二十九年六月九日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年三月三十一日までとする。

2 更新手続

平成三十年三月三十一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（平成十四年大分県告示第五百五十六号。以下「告示」という。）に基づき入札参加資格の審査の申請（毎年一月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sankashikaku.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 令第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成29年5月26日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

自動車保管場所証明電子化システム環境構築・保守業務委託

<p>(2) 委託期間 契約締結日から平成30年3月31日まで</p> <p>(3) 委託業務の内容 入札説明書のとおり</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(3) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成29年5月26日（金）から同年6月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先</p>	<p>大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2071</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部交通部交通規制課規制管理係 〒870 - 8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 536 - 2131</p> <p>(2) 日時 平成29年5月26日（金）から同年7月4日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 平成29年7月5日（水）午前10時00分。ただし、郵送の場合は、7月4日（火）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館6階 聴聞室</p> <p>(2) 日 時 平成29年7月5日（水）午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 免除する。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p>
--	--

<p>(2) 入札に関する条件に違反したものの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 上記6の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時 上記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同師の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870 - 8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 536 - 2131</p> <p>15 その他</p> <p>(1) 上記2の(4)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature of the services to be required Development trust and maintenance of car storage area proof computerization system</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 5 July 2017</p>	<p>(3) Office Traffic Regulations Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
--	---